

○稚内市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

平成3年3月20日条例第5号

改正

平成15年10月8日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により市長が指定した臨港地区内の分区（以下「分区」という。）内における建築物その他の構築物の建設、改築又はその用途の変更を規制し、もって港湾の機能を確保することを目的とする。

(禁止構築物)

第2条 法第40条第1項の規定により条例で定める建築物その他の構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区分に応じ、同表の右欄に定める建築物その他の構築物以外のもの（市長が公益上やむを得ないと認めて許可した構築物及び臨港地区内の特定の地区について、市長が策定した計画において整備することが適當と認められた構築物を除く。）とする。

(罰則)

第3条 法第40条第1項の規定に違反し、分区内において建築物その他の構築物を建設し、改築し、又はその用途を変更した者は、5万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の稚内市が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の規定により許可された建築物その他の構築物は、それぞれこの条例の相当規定により許可された建築物その他の構築物とみなす。

附 則（平成15年10月8日条例第37号）

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分区	建設してはならない建築物その他の構築物以外のもの
商港区	(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。） ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設 エ 航行補助施設 オ 荷さばき施設 カ 旅客施設 キ 保管施設 ク 船舶役務用施設 ケ 港湾公害防止施設 コ 廃棄物処理施設 サ 港湾環境整備施設 シ 港湾厚生施設

- | | |
|------|-------------------------------------|
| ス | 港湾管理施設 |
| セ | 移動式施設 |
| (2) | 次に掲げる事業を行う者の事務所 |
| ア | 海上運送事業 |
| イ | 港湾運送事業 |
| ウ | 倉庫業 |
| エ | 道路運送事業 |
| オ | 貨物運送取扱事業 |
| カ | ひき船業 |
| キ | 船舶給水業 |
| ク | 船舶燃料補給業 |
| ケ | 船舶修理業 |
| コ | 港内清掃業 |
| サ | けい離船業 |
| シ | 貿易業 |
| ス | 水先案内業 |
| セ | 船舶用食料供給業 |
| ソ | 海事代理士業 |
| タ | 港内公害防止業 |
| チ | サルベージ業 |
| (3) | 港湾の旅客又は貨物に関する事業者の利便の用に供するための次に掲げる施設 |
| ア | 銀行の支店 |
| イ | 保険業の店舗 |
| (4) | 荷さばき施設又は保管施設に附属する次に掲げる施設 |
| ア | 卸売展示施設 |
| イ | 流通加工施設 |
| ウ | 附帯施設 |
| (5) | 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための次に掲げる施設 |
| ア | 会議場施設 |
| イ | 研修施設 |
| ウ | 共同利用施設 |
| (6) | 港湾の利用の高度化を図るための次に掲げる施設 |
| ア | 情報処理施設 |
| イ | 電気通信施設 |
| (7) | 港湾の流通機能の高度化を図るための次に掲げる施設 |
| ア | トラックターミナル |
| イ | 卸売市場 |
| (8) | 空港施設 |
| (9) | 港湾関係者のための次に掲げる施設 |
| ア | 休泊所 |
| イ | 診療所 |
| ウ | ア及びイの附帯施設 |
| (10) | 次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設 |
| ア | 税関 |
| イ | 入国管理事務所 |
| ウ | 検疫所 |
| エ | 防疫所 |
| オ | 地方運輸局 |
| カ | 気象台 |

	<p>キ 海上保安部 ク 開発建設部 ケ 警察署 コ 消防署 サ 航路標識事務所 シ 食糧事務所 ス 海上自衛隊 セ 水産試験場 ソ 漁業研修所</p> <p>(11) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための次に掲げる施設</p> <p>ア 旅館 イ ホテル ウ 船舶用品店 エ 小規模飲食料品店 オ 土産品店 カ 小規模日用品店 キ ガソリンスタンド</p>
工業港区	<p>(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設</p> <p>ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設 エ 航行補助施設 オ 荷さばき施設 カ 保管施設 キ 船舶役務用施設 ク 港湾公害防止施設 ケ 廃棄物処理施設 コ 港湾環境整備施設 サ 港湾厚生施設 シ 港湾管理施設 ス 移動式施設</p> <p>(2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供するための次に掲げる施設</p> <p>ア 情報処理施設 イ 電気通信施設 ウ ア及びイの附帯施設</p> <p>(3) 前号に規定する工場に附属する次に掲げる施設</p> <p>ア 研究施設 イ 附帯施設</p> <p>(4) 商港区第2号に規定する事業を行う者の事務所</p> <p>(5) 第2号及び第3号に規定する工場又は施設に従事する者のための次に掲げる施設</p> <p>ア 休泊所 イ 診療所 ウ 船舶用品販売業を行う者の事務所 エ アからウの附帯施設</p> <p>(6) 下水処理施設</p> <p>(7) 商港区第10号に規定する官公署の事務所及びその附帯施設</p>

漁港区	<p>(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外郭施設 イ 臨港交通施設 ウ 航行補助施設 エ 港湾公害防止施設 オ 廃棄物処理施設 カ 港湾環境整備施設 キ 港湾厚生施設 ク 港湾管理施設 <p>(2) 漁船のための次に掲げる施設及びその附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 係留施設 イ 燃料補給施設 ウ 給水施設 エ 給氷施設 オ 修理施設 カ 造船施設 <p>(3) 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設</p> <p>(4) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設</p> <p>(5) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設</p> <p>(6) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設</p> <p>(7) 漁業関係者のための次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 休泊所 イ 診療所 ウ ア及びイの附帯施設 <p>(8) 漁業会社、漁業組合その他水産物に係る事業を行う者の用に供するための事務所及びその附帯施設</p> <p>(9) 次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 水産試験場 イ 漁業研修所 ウ 防疫所 エ 警察署 オ 消防署 カ 税關 キ 入国管理事務所 ク 検疫所 ケ 地方運輸局 コ 気象台 サ 海上保安部 シ 開発建設部 ス 水産物地方卸売市場 <p>(10) 漁業関係者の利便の用に供するための次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 船舶用品店 イ 小規模飲食料品店 ウ 土産品店 エ 小規模日用品店
保安港区	<p>(1) 法第2条第5項に規定する次に掲げる港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外郭施設 イ 係留施設 ウ 臨港交通施設

エ	航行補助施設
オ	荷さばき施設
カ	船舶役務用施設
キ	港湾公害防止施設
ク	廃棄物処理施設
ケ	港湾環境整備施設
コ	港湾厚生施設
サ	港湾管理施設
(2)	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
(3)	消火施設その他の危険防止施設
(4)	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
(5)	次に掲げる官公署の事務所及びその附帯施設
ア	警察署
イ	消防署
ウ	税関
エ	入国管理事務所
オ	検疫所
カ	地方運輸局
キ	気象台
ク	海上保安部
ケ	開発建設部
コ	航路標識事務所
サ	食糧事務所
シ	海上自衛隊
ス	水産試験場
セ	漁業研修所